

1. 議事日程（令和4年第1回北広島町議会定例会）

令和4年3月22日
午前10時開議
於 議 場

日程第1	議案第3号	北広島町サテライトオフィス設置及び管理に関する条例
日程第2	議案第4号	北広島町F T T H化事業に伴う関係条例の整理に関する条例
日程第3	議案第5号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第4	議案第6号	北広島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
日程第5	議案第7号	財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例
日程第6	議案第8号	北広島町体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例
日程第7	議案第9号	北広島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
日程第8	議案第10号	北広島町立保育所設置条例の一部を改正する条例
日程第9	議案第11号	北広島町教職員住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例
日程第10	議案第12号	千代田歴史民俗資料館等設置及び管理条例の一部を改正する条例
日程第11	議案第13号	芸北民俗芸能保存伝承館設置及び管理条例の一部を改正する条例
日程第12	議案第14号	指定管理者の指定について
日程第13	議案第15号	第2次北広島町長期総合計画の改訂について
日程第14	議案第16号	財産の無償譲渡について（防災行政無線用地）
日程第15	議案第17号	財産の無償譲渡について（上阿坂活性化センター）
日程第16	議案第18号	財産の無償譲渡について（芸北教職員住宅）
日程第17	議案第19号	令和3年度北広島町一般会計補正予算（第10号）
日程第18	議案第20号	令和3年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第19	議案第21号	令和3年度北広島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第20	議案第22号	令和3年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第6号）
日程第21	議案第23号	令和3年度北広島町介護保険特別会計補正予算（第4号）
日程第22	議案第24号	令和3年度北広島町電気事業特別会計補正予算（第3号）
日程第23	議案第25号	令和3年度北広島町芸北財産区特別会計補正予算（第2号）
日程第24	議案第26号	令和3年度北広島町診療所特別会計補正予算（第3号）
日程第25	議案第27号	令和3年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算（第3号）
日程第26	議案第28号	令和3年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第27	議案第29号	令和3年度北広島町水道事業会計補正予算（第2号）
日程第28	審 査 報 告	予算審査特別委員会審査報告
日程第29	議案第30号	令和4年度北広島町一般会計予算
追加日程	発議第3号	議案第30号 令和4年度北広島町一般会計予算に対する附帯決

第1	議
日程第30	議案第31号 令和4年度北広島町国民健康保険特別会計予算
日程第31	議案第32号 令和4年度北広島町下水道事業特別会計予算
日程第32	議案第33号 令和4年度北広島町農業集落排水事業特別会計予算
日程第33	議案第34号 令和4年度北広島町介護保険特別会計予算
日程第34	議案第35号 令和4年度北広島町電気事業特別会計予算
日程第35	議案第36号 令和4年度北広島町芸北財産区特別会計予算
日程第36	議案第37号 令和4年度北広島町診療所特別会計予算
日程第37	議案第38号 令和4年度北広島町後期高齢者医療特別会計予算
日程第38	議案第39号 令和4年度北広島町水道事業会計予算
日程第39	閉会中の継続審査の申し出について（2件）

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 亀岡純一	2番 伊藤立真	3番 敷本弘美
4番 中村忍	5番 佐々木正之	6番 山形しのぶ
7番 美濃孝二	8番 梅尾泰文	9番 伊藤淳
10番 服部泰征	11番 宮本裕之	12番 湊俊文

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長 箕野博司	副町長 畑田正法	教育長 池田庄策
芸北支所長 楨原ナギサ	大朝支所長 小椿治之	豊平支所長 細川敏樹
危機管理課長 野上正宏	総務課長 川手秀則	財政政策課長 植田優香
管財課長 高下雅史	まちづくり推進課長 沼田真路	税務課長 矢部芳彦
町民課長 大畑紹子	福祉課長 芥川智成	保健課長 迫井一深
農林課長 宮地弥樹	商工観光課長 中川克也	建設課長 竹下秀樹
上下水道課長 寺川浩郎	消防長 日田靖成	学校教育課長 植田伸二
生涯学習課長 西村豊	会計管理者 細居治	

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 三宅克江 議会事務局 小川友里江

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 10時 00分 開 議

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） おはようございます。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、議場内においても原則マスクを着用することとしております。マスクをしたままで議事進行させていただきます。本定例会も本日が最終日となりました。本日は、各議案について審議、採決を行います。発言を行う際もマスクをしたまま、質疑及び答弁は要点のみ簡潔に行ってください。また採決では全て起立を求めますので、あらかじめお願いをしておきます。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第3号 北広島町サテライトオフィス設置及び管理に関する条例

○議長（湊俊文） 日程第1、議案第3号、北広島町サテライトオフィス設置及び管理に関する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第3号、北広島町サテライトオフィス設置及び管理に関する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第4号 北広島町F T T H化事業に伴う関係条例の整理に関する条例

○議長（湊俊文） 日程第2、議案第4号、北広島町F T T H化事業に伴う関係条例の整理に関する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第4号、北広島町F T T H化事業に伴う関係条例の整理に関する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第5号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

- 議長（湊俊文） 日程第3、議案第5号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。伊藤議員。
- 9番（伊藤淳） 9番、伊藤です。指導主事の高度の知識または経験を必要とする業務、こちらのほう、具体例がどのようなものか教えてください。
- 議長（湊俊文） 学校教育課長。
- 学校教育課長（植田伸二） 学校教育課のほうに指導主事3名配置をしております。それぞれ事務分掌持っておる中で、現在の高度化する、例えば働き方改革であったり、部活の地域移行であったり、GIGAスクールであったり、そういったところについてしっかり学校と協力、連携をして教育行政の向上を図っていこうというものでございます。
- 議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第5号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第6号 北広島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

- 議長（湊俊文） 日程第4、議案第6号、北広島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。伊藤議員。
- 9番（伊藤淳） 9番、伊藤です。前の自治体を転出し、北広島町に転入した場合の消防団員、こちらのほう引継ぎできるものは何か、経験等は引継ぎできるけども、訓練等の引継ぎはできなかったり等が考えられましたので、この点を1点質問します。もう1点、少々定義が曖昧ですが、いわゆる幽霊団員、1年以上消防団の活動してないけども、消防団員としての処遇になっている方、こちらのほうのところにも、このようなこの条例は適用されるのかどうか、その点をお聞きいたします。
- 議長（湊俊文） 危機管理課長。
- 危機管理課長（野上正宏） 1点目ですが、経験、それから訓練の経験ということだと思います。経歴につきましては、入団時の申し出、または消防団の分団のほうからの申し出によりまして、危機管理課のほうで、その自治体、過去の自治体に問い合わせをして、表彰にも関係しますが、経歴をまとめて最終的にはその表彰に上げていくという形で、各自自治体に問い合わせをして、在団証明をまとめるということをしていきます。しかし今申しましたように、団員の方の申し出、または分団からの申し出というのがやはり必要となっております。それから経験年数のほうでは、退職報償金というところが関わってきますが、こちらについては、各自自治体のほうで

掛金というか退職報償金のほうを掛けております。よりまして、退職報償金につきましては、各自治体のところでの年数となりますので、過去のところは過去の自治体、新しい任用された消防団のところは当自治体のほうで退職報償金をそのうちに入られたところからの任用期間として退職報償金のほうを支給することになっております。それから先ほど言われました、いわゆる幽霊団員の関係はどうなるのかということでございます。条例改正によりまして出勤報酬ということに出勤手当がなりましたけども、こちらのほう、火災現場、警戒その他出勤された方に対する報償金となります。今回個人支給となりますので、今回の条例につきまして、必ず出勤した方に渡るということで、出勤されない方には手当がないというようなことで、条例について関わるかと言われますと、関わってくると思っております。以上です。

○議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第6号、北広島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 議案第7号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（湊俊文） 日程第5、議案第7号、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第7号、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第8号 北広島町体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

○議長（湊俊文） 日程第6、議案第8号、北広島町体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第8号、北広島町体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。



日程第7 議案第9号 北広島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

- 議長（湊俊文） 日程第7、議案第9号、北広島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。美濃議員。
- 7番（美濃孝二） 7番、美濃孝二です。この条例は、県単位化に伴う改正ですが、予算特別委員会等において、県単位化されても元気づくり事業やがん検診等で医療給付費を削減した場合、県から交付金が支給されると説明をされました。しかし、その後確認をいたしますと、この交付金は、これまでも市町が行っている健康づくりなど保健事業に対するものであり、その結果、下がった医療費に対して交付されるものではないとのことだと受け止めたのですが、間違いはありませんでしょうか、伺います。
- 議長（湊俊文） 町民課長。
- 町民課長（大畑紹子） 議員おっしゃるとおり、間違いございません。
- 議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。美濃議員。
- 7番（美濃孝二） 7番、美濃孝二です。議案第9号、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の反対討論を行います。この条例は、国保税の賦課限度額の引上げと、県単位化に伴う激変緩和措置期間の4年目の改正です。国保税の賦課限度額は毎年のように引き上げられ、この14年間を見ても、68万円から102万円にと34万円、1.5倍も引き上がります。これだけ引き上げられても、年収の約1割にもなる国保税の負担が軽減されることはほとんどなく、毎年のように引き上がる賦課限度額が国保税全体の引上げにつながっていると考えます。また、広島県の保険料率の統一化は、全国でも少数ですが、都市部と中山間地域では医療環境が異なっており、どこでも平等に医療が受けられる環境にないことは明白であります。さらに、先ほど質疑で伺いましたが、元気づくり事業や健康診査などで病気にならないよう努力し、医療給付費を抑えることができても県から交付金が交付されることもなく、保険料にも反映しないことが明らかとなりました。にもかかわらず、2年後には1人当たり約2万円も引き上がり、今でも高い国保税がますます重い負担となり、住民の暮らしを苦しめることになるからです。以上を主な理由として、この条例に反対をいたします。また、この条例を根拠とする議案第31号、令和4年度北広島町国民健康保険特別会計予算に同様の趣旨で反対することを述べておきます。議員各位のご賛同をお願いします。
- 議長（湊俊文） ほかに討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）
- 議長（湊俊文） 起立多数です。したがって、議案第9号、北広島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。



日程第8 議案第10号 北広島町立保育所設置条例の一部を改正する条例

○議長（湊俊文） 日程第8、議案第10号、北広島町立保育所設置条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第10号、北広島町立保育所設置条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第9 議案第11号 北広島町教職員住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

○議長（湊俊文） 日程第9、議案第11号、北広島町教職員住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第11号、北広島町教職員住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第12号 千代田歴史民俗資料館等設置及び管理条例の一部を改正する条例

○議長（湊俊文） 日程第10、議案第12号、千代田歴史民俗資料館等設置及び管理条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第12号、千代田歴史民俗資料館等設置及び管理条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第11 議案第13号 芸北民俗芸能保存伝承館設置及び管理条例の一部を改正する条例

○議長（湊俊文） 日程第11、議案第13号、芸北民俗芸能保存伝承館設置及び管理条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。

本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第13号、芸北民俗芸能保存伝承館設置及び管理条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第14号 指定管理者の指定について

○議長（湊俊文） 日程第12、議案第14号、指定管理者の指定についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第14号、指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第13 議案第15号 第2次北広島町長期総合計画の改訂について

○議長（湊俊文） 日程第13、議案第15号、第2次北広島町長期総合計画の改訂についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。美濃議員。

○7番（美濃孝二） 7番、美濃孝二です。議案第15号、第2次北広島町長期総合計画の改訂について、反対討論を行います。一般質問でも取上げ、問題点を指摘しました。その上で、反対する第1の理由は、まちづくりの基本理念と基本原則を定め、町の憲法と位置づけた北広島町まちづくり基本条例を厳格に遵守していないと考えるからです。例えばまちづくり総合委員会の委員について、努力義務であるとして公募していませんでした。しかし町行政の最も基本となる計画を審議する委員会こそ、条例どおり広く公募する必要があると考えます。また、パブリックコメントについても、問題点の指摘を受け、今後素案の公表の仕方の改良、意見募集期間も30日に改めるとの反省の弁もありましたが、既に答申された後です。反対の第2の理由は、人口減少の現状認識が現実とかけ離れており、施策も極めて不十分だからです。北広島町にとって長期総合計画の主な目的は人口減少をどう食い止めるかです。国立社会保障・人口問題研究所の推計では、40年後の人口は、全国で9000万人を下回り、現在より3割少なくなるとしました。そのため、この推計どおりにならないよう少子化対策などに万全を尽くすべきとしたのが人口ビジョンです。ところが2020年の国勢調査で、この人口ビジョンの目標人口を大きく下回っているにもかかわらず、社人研の推計値を約30人上回っていることを根拠に、必要な人口減少対策を危機感を持って計画に掲げていないからです。このように、今後の北広島町の重点方針や人口目標、施策分野の基本的な方向を示す総合計画であるにもかかわらず、町民の総意を盛り込むためのまちづくり基本条例をしっかり守っておらず、不十分な認

議を基に策定された第2次長期総合計画後期基本計画には反対せざるを得ません。議員各位のご賛同をお願いします。

○議長（湊俊文） ほかに討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）

○議長（湊俊文） 起立多数です。したがって、議案第15号、第2次北広島町長期総合計画の改訂については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第16号 財産の無償譲渡について（防災行政無線用地）

○議長（湊俊文） 日程第14、議案第16号、財産の無償譲渡についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第16号、財産の無償譲渡については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第15 議案第17号 財産の無償譲渡について（上阿坂活性化センター）

○議長（湊俊文） 日程第15、議案第17号、財産の無償譲渡についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第17号、財産の無償譲渡については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第18号 財産の無償譲渡について（芸北教職員住宅）

○議長（湊俊文） 日程第16、議案第18号、財産の無償譲渡についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定すること

に賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第18号、財産の無償譲渡については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議案第19号 令和3年度北広島町一般会計補正予算（第10号）

○議長（湊俊文） 日程第17、議案第19号、令和3年度北広島町一般会計補正予算第10号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。美濃議員。

○7番（美濃孝二） 7番、美濃孝二です。歳入の4ページ、普通交付金3億9554万円増とありますが、説明では、再算定で2億円、予算化していなかった予算確定が1億9000万円とのことですが、どのような事業に充てるのか、伺います。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（植田優香） 普通交付税につきましては一般財源となりますので、どのような事業に充てるという特定財源として扱うものではございませんけれども、この再算定の一部、1億1000万円余りににつきましては、臨時財政対策債に当たる国からの公債費部分として交付されるものですので、減債基金に積み立てて今後の償還に充てたいと考えております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 目的がしっかりしているわけじゃないんで、全体としてなってるんですが、基金に大分いってるかなと思います。歳出の8ページ、返還金153万円、主なものは何か伺います。もう1点、32ページ、多面的機能支払金351万円減額、これの主な理由を説明してください。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 歳出事項別明細書32ページの多面的機能支払交付金の減額でございますけれども、これにつきましては、主には長寿命化事業でございますけれども、5年の活動を終えた組織が再認定を受けなかったことの減額が大きなものでございます。以上でございます。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 歳出8ページの返還金でございますけれども、農林課分としまして153万3000円ほど予算計上させてもらっております。この主なものにつきましては、中山間地域等直接支払交付金及び多面的機能支払交付金の返還額が発生したものでございます。内訳としましては、多面的機能が補正額が13万円、それから中山間地域等直接支払交付金の返還金が140万3000円でございます。主な理由としましては、協定内農用地におきまして、農業用倉庫でありますとか、そういった転用が発生したことに伴いまして、協定内面積が減に伴いまして返還をしてもらったものでございます。以上です。

○議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第19号、令和3年度北広島町一般会計補正

予算第10号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 議案第20号 令和3年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（湊俊文） 日程第18、議案第20号、令和3年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第3号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第20号、令和3年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第3号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 議案第21号 令和3年度北広島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（湊俊文） 日程第19、議案第21号、令和3年度北広島町下水道事業特別会計補正予算第3号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第21号、令和3年度北広島町下水道事業特別会計補正予算第3号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 議案第22号 令和3年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第6号）

○議長（湊俊文） 日程第20、議案第22号、令和3年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算第6号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第22号、令和3年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算第6号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21 議案第23号 令和3年度北広島町介護保険特別会計補正予算（第4号）

- 議長（湊俊文） 日程第21、議案第23号、令和3年度北広島町介護保険特別会計補正予算第4号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第23号、令和3年度北広島町介護保険特別会計補正予算第4号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第22 議案第24号 令和3年度北広島町電気事業特別会計補正予算（第3号）

- 議長（湊俊文） 日程第22、議案第24号、令和3年度北広島町電気事業特別会計補正予算第3号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第24号、令和3年度北広島町電気事業特別会計補正予算第3号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第23 議案第25号 令和3年度北広島町芸北財産区特別会計補正予算（第2号）

- 議長（湊俊文） 日程第23、議案第25号、令和3年度北広島町芸北財産区特別会計補正予算第2号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第25号、令和3年度北広島町芸北財産区特別会計補正予算第2号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第24 議案第26号 令和3年度北広島町診療所特別会計補正予算（第3号）

- 議長（湊俊文） 日程第24、議案第26号、令和3年度北広島町診療所特別会計補正予算第3号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。こ

れをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第26号、令和3年度北広島町診療所特別会計補正予算第3号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第25 議案第27号 令和3年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（湊俊文） 日程第25、議案第27号、令和3年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算第3号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第27号、令和3年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算第3号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第26 議案第28号 令和3年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（湊俊文） 日程第26、議案第28号、令和3年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第28号、令和3年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第27 議案第29号 令和3年度北広島町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（湊俊文） 日程第27、議案第29号、令和3年度北広島町水道事業会計補正予算第2号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第29号、令和3年度北広島町水道事業会計

補正予算第2号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第28 予算審査特別委員会審査報告

- 議長（湊俊文） 日程第28、予算審査特別委員会の審査報告を議題とします。議案第30号、令和4年度北広島町一般会計予算から、議案第39号、令和4年度北広島町水道事業会計予算までの予算関係10議案については予算審査特別委員会へ審査を付託しておりますので、その結果について報告を求めます。予算審査特別委員会 山形委員長。
- 予算審査特別委員長（山形しのぶ） 予算審査特別委員会の審査報告をいたします。令和4年3月22日、北広島町議会議長湊俊文様。予算審査特別委員会委員長山形しのぶ。議案第30号から議案第39号の令和4年度北広島町一般会計予算・特別会計予算・事業会計予算の予算審査特別委員会の審査報告書。1、審査対象、議案第30号、令和4年度北広島町一般会計予算、議案第31号、令和4年度北広島町国民健康保険特別会計予算、議案第32号、令和4年度北広島町下水道事業特別会計予算、議案第33号、令和4年度北広島町農業集落排水事業特別会計予算、議案第34号、令和4年度北広島町介護保険特別会計予算、議案第35号、令和4年度北広島町電気事業特別会計予算、議案第36号、令和4年度北広島町芸北財産区特別会計予算、議案第37号、令和4年度北広島町診療所特別会計予算、議案第38号、令和4年度北広島町後期高齢者医療特別会計予算、議案第39号、令和4年度北広島町水道事業会計予算、以上10件です。2、審査期間、令和4年3月4日から16日までの間、3日間。3、審査方法、令和4年第1回北広島町議会定例会開会の3月3日に令和4年度北広島町予算関係10議案の予算審査を行うために予算審査特別委員会が設置され、予算審査の付託を受けた。よって、特別委員会を3月4日、15日、16日に招集し、4日は執行者等の出席を求めて各会計の予算説明を受け、その後、15日、16日の2日間で質疑と慎重審査を行い、最後に特別委員会として採決を行った。4、審査結果、付託を受けた令和4年度北広島町予算関係議案10件については、原案可決と決定した。5、審査意見、令和4年度当初予算は、箕野町政3期目の2年目の予算編成となる。一般会計予算は144億4000万円で、令和3年度当初予算額135億8000万円、骨格予算に比べ8億6000万円の増、率にして6.3%の増となっている。令和3年度当初予算に比べ、6月補正額5億8600万円、肉付予算を加えた141億6600万円と比較しても2億7400万円の増、率にして1.9%の増額予算である。前年度と比較して、歳入のうち町税は固定資産税が減ると見込んで2.7%の減の26億6416万円、国、県の支出金は災害復旧費国庫負担金、災害復旧費県補助金の増などにより14.3%の増の31億5394万円、寄附金は229.4%増の1億8743万円を見込んでいるが、厳しい財政状況の下、地域振興基金、過疎地域持続的発展基金など15.9%増の4億8109万円を繰入れ、町債発行額は15.3%増の7億8677万円での予算編成となっている。特別会計と事業会計を含む増額は、1.5%増の約215億7400万円である。令和4年度予算は、スポーツ施設等の整備や昨年8月の大雨災害の復旧事業費が増加し、普通建設事業費は、前年度の約2倍の11億1400万円、災害復旧費は前年度の7倍超の5億円となった。主な新規事業は、第2次北広島町長期総合計画後期基本計画に掲げる、I、活力ある産業の創造と

成長では、選果場施設整備事業に約1億円、Ⅱ、にぎわいと活気に満ちたまちづくりでは、八重小学校校舎体育館改修工事に約1億4500万円、まちづくり会社運営事業に960万円、大朝グラウンド人工芝整備事業に約1億8000万円、Ⅲ、安心して元気に暮らせる地域の創出では、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業に約880万円、Ⅳ、生活基盤の強化、強靱化では、北広島町F T T H化の推進に約1億5400万円、消防屯所移転新築事業に1400万円などがある。本特別委員会では、新型コロナウイルス関連の交付金、住民自治活動助成金、スマート農業、商工会、社会福祉協議会、観光協会等の補助金一律カット、まちづくり会社、ちゅピCOMへの移行、空き家情報バンク登録物件増改築事業、学校給食センターなど各種課題への取組、施策に対して多くの質疑がなされている。また、国民健康保険特別会計、下水道事業特別会計、介護保険特別会計の3つの特別会計予算について質疑があった。これらの質疑を基に、本町が有する課題解決に向けて早急かつ着実に取り組んでいただきたい。令和4年度は第2次北広島町長期総合計画後期基本計画スタートの年、人口減少と少子高齢化が進む中、危機感を持ち、限られた財源で最大の効果が上がるように、町長はじめ全職員が一丸となって持続可能な財政運営を行い、創意工夫をしながら適正な事務執行に当たられるよう強く求めて報告とします。以上、報告いたします。

- 議長（湊俊文） これより委員長の報告を終わります。これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これをもって予算審査特別委員会の審査報告を終わります。これより予算関係10議案について、議案ごとに討論及び採決を行います。なお、予算審査特別委員会へ付託した予算関係10議案について、委員長の報告は全て原案可決です。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第29 議案第30号 令和4年度北広島町一般会計予算

- 議長（湊俊文） 日程第29、議案第30号、令和4年度北広島町一般会計予算についてを議題とします。これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論を許します。美濃議員。
- 7番（美濃孝二） 7番、美濃孝二です。議案第30号、令和4年度北広島町一般会計予算の反対討論を行います。反対する第1の理由は、町単独の補助金の一律1割カットです。町財政が厳しいとの理由で、町単独補助金総額で6億9000万円のうち、交付要綱で定められているものを除き、一律1割カット、総額7500万円を削減するものです。かつて町は、補助金見直しについて、一つ一つ分析調査し、役割が終わったものや効果が少ないものを見直す方針でした。しかし今回は、一律にカットすることは町民のまちづくりや暮らし、営業にとって深刻な影響を与える商工会や観光協会、社会福祉協議会、シルバーセンター、地域の振興会等への補助金も他と同じように無慈悲にカットするものであり、また政策的に何を重点視するかなどのめり張りもなく、とても認めることはできません。第2は、芸北地域の八幡、美和の出張所の廃止です。利用者が少ないことを理由としますが、利用が少ないことは、人口減少が進み、地域での課題が深刻になっていることを示すものです。美和地域では、昨年農協のお店やガソリンスタンドが廃止され、今度は、町の出張所の廃止で地域はますます厳しくなるばかりです。このような地域だからこそ、町職員を配置して地域課題を地域住民と一緒に解決する拠点とす

べきであり、地域を切り捨てる出張所の廃止は納得できません。第3は、米軍の低空飛行騒音測定器2か所の廃止です。米軍岩国基地は、艦載機の移転に伴い、極東最大の米軍基地となり、その訓練空域であるエリア567では、猛烈で危険な訓練が行われ、目撃情報も増えています。危険な低空飛行を止めさせるためには、その実態を広く観測し、国や米軍に対し告発することが必要です。にもかかわらず、町設置4か所のうち美和地区や大朝支所の騒音測定器を廃止することは認めることはできません。第4は、解放団体補助金をいまだに残しているからです。町民の多くが必要とする補助金は一律カットしながら、疑問が出ている解放団体補助金はいつまでも残しています。繰り返し提案しているように、必要なら一般行政で行うべきであり、すぐに廃止すべきと考えます。以上を主な理由として、令和4年度一般会計予算に反対をいたします。議員各位のご賛同をお願いします。

○議長（湊俊文） 次に賛成討論を許します。賛成討論はありませんか。服部議員。

○10番（服部泰征） 10番、服部泰征です。議案第30号、令和4年度北広島町一般会計予算への賛成討論をします。新型コロナウイルス感染症や度重なる災害により町民の生活は非常に厳しくなっています。そのような環境の中、町長の施政方針にもあるように、住みたい、住んでよかった、住み続けたいと思われる北広島町を目指していくためには、変化する社会情勢に柔軟に対応しながら、様々な諸課題をクリアしていく必要があります。今回の一般会計予算では、第2次長期総合計画の後期計画に掲げられた新規事業も多くあり、持続可能な北広島町を目指していくための必要な事項が盛り込まれています。しかしながら、財政が非常に厳しい現状において始める新規事業については、これまでの事業との整合性や内容の精査、納得のいく説明も必要となります。特に質疑の多くあった事業については、今後も適宜説明する場を設けていただく必要があると思います。新型コロナウイルス感染症への対策、経済の回復と北広島町の発展、そして町民の暮らしを守っていくためには、令和4年度一般会計予算の可決が必要であり、予算の適切な執行が望まれますので、賛成とします。議員各位のご賛同よろしくお願ひします。

○議長（湊俊文） ほかに討論はありませんか。伊藤議員、反対討論を許します。

○9番（伊藤淳） 9番、伊藤淳です。議案第30号、令和4年度北広島町一般会計予算について反対討論を行います。趣旨としましては、まちづくり会社の設立に関する予算に対して反対討論をいたします。反対する点は5点あります。まちづくり会社の経営計画が示されていない点、事業の目標数値が示されていない点、まちづくり会社が行う目標の中に既に行政が行っている事業がある点、商工会や観光協会の補助金をカットし、協力していくという事業である点、同じ行政から見た事業の乱立性はないかという点の5点です。少しずつ説明してまいります。1点目です。一般社団法人として登記をして、最初は、町職員の出向で事務局を運営し、その後は人も雇用していくという説明を受けました。人を雇用するのであれば、収入が必要ですが、そのための経営計画は示されていません。400万円を投入して人も雇用する一般社団法人をつくるのです。うまくいかなかったら止めればいいではないのです。2点目です。経営計画のかわりに、まちづくり会社の事業の多くが説明がありました。多くの事業を行っていくという説明はあったんですけども、ほとんどの事業に対して明確な目標や経営上の数値はなく、今から考えていくという説明もありました。これに関しては、KPIなどの数字は出せるという説明は14日の全員協議会でもありましたが、いまだにちょっとこちらの数字は手元に資料ありません。3点目です。事業の方向性はそれぞれ示されています。まちづくり会社で行う事業の方

向性です。しかし、既に行政内でやっている事業が多くあります。一般社団法人だから機動的な動きができるという説明でした。しかし、なぜ行政内だとうまくいかないのでしょうか、疑問です。また既に事業頑張っている職員に対して失礼に当たるとも思います。4点目です。地域の特産品を作るという目標の協力関係団体に商工会や観光協会が上げられました。令和4年度の当初予算では、運営補助金が人件費に係る予算、こちら約1割カットされる団体になっております。この点にも思うところはあるんですが、同僚議員が討論をしていましたので、こちらのほう置いておきます。地場産業の活性化を頑張っている商工会や地域の観光資源の開発や誘客を担ってる観光協会の人件費をカットし、協力して地域を盛り立てていこうという今回のまちづくり会社の設立、なかなか酷なやり方ではないでしょうか。5点目です。まちづくり会社の設立理念には農業関係のことが多く書かれています、農業関係の目標は余り明確には書かれていませんでした。翻って、農林課の事業にスマートテロワール事業があります。こちら農産品の推進という、ある程度明確な目標は示されましたが、まちづくり会社との違いの説明は得られませんでした。一緒に協力してやっていくということでしたが、一つの事業にしたらよかったのではないかと考えてしまいます。よく言えば多様性、悪く言えば乱立、同じ行政内の事業で多様性はそこまで必要でしょうか。以上の5点です。まずやってみようという点は必要であり評価します。しかし、その中身が、まず計画づくりからですといった事業が含まれていると、今まで行政は何をやっていたのかという声にもなってしまいます。一つ私見を言わせてもらおうと、今必要なのは計画ではなく、人手であり人材です。たった一つの事業に対して長々と反対討論を行いました。ただ、行政を監視する機能を持つ議会議員として、今回のまちづくり会社の設立に関する予算、これに対して反対の立場をとります。議員各位のご賛同よろしく申し上げます。反対討論を終わります。

○議長（湊俊文） ほかに討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）

○議長（湊俊文） 起立多数です。したがって、議案第30号、令和4年度北広島町一般会計予算は原案のとおり可決されました。

○10番（服部泰征） 動議。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 10番、服部泰征です。議案第30号、令和4年度北広島町一般会計予算に対する附帯決議を提出します。

○議長（湊俊文） 暫時休憩をします。11時15分までとします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 04分 休憩

午前 11時 15分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（湊俊文） 再開します。10番、服部議員から地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項のとおり、議案第30号、令和4年度北広島町一般会計予算に対する附帯決議を付する動議がありました。この動議は2名以上の賛成がありますので、成立をします。お諮りします。発議第3号、議案第30号、令和4年度北広島町一般会計予算に対する附帯決議を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。したがって、発議第3号、議案第30号、令和4年度北広島町一般会計予算に対する附帯決議を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第1 発議第3号 議案第30号 令和4年度北広島町一般会計予算に対する附帯決議

- 議長（湊俊文） 追加日程第1、発議第3号、議案第30号、令和4年度北広島町一般会計予算に対する附帯決議を議題とします。附帯決議の説明を求めます。10番、服部議員。
- 10番（服部泰征） 10番、服部泰征です。発議第3号、令和4年3月22日、北広島町議会議長湊俊文様。提出者、北広島町議会議員服部泰征。賛成者、北広島町議会議員亀岡純一、同伊藤淳。議案第30号、令和4年度北広島町一般会計予算に対する附帯決議。新型コロナウイルス感染症や大規模な災害等により日本経済は大きなダメージを受けています。ここ北広島町においても経済の再生や農林業の活性化、医療・介護の充実、災害への対策は急務となっています。このたびの令和4年度の一般会計予算においては、第2次北広島町長期総合計画後期基本計画に掲げる様々な施策が展開されており、北広島町の発展と町民の暮らしを守る上で着実な実行が望まれます。新型コロナウイルス感染症や度重なる災害、老朽化する公共施設等への対策もあり、現在北広島町の財政は非常に厳しくなっています。そのような状況の中で始める新規事業については、その計画や目標値、責任の所在、納得のいく説明が必要となります。また、定期的な評価、見直しも行わなければなりません。特に今回新しく始める北広島町まちづくり会社においては、これまでの事業との整合性、事業の意義、各機関との関わり方などに不明な点が多く、事業の詳細が分かりづらくなっています。北広島町にとって重要な事業であるならば、きちんとした納得のいく説明が求められます。よって、一般会計予算を執行するに当たっては、下記の事項に十分留意して取り組まれるよう強く求めるものです。記。1、新規事業については十分な説明を行うとともに理解を得ること。2、北広島町まちづくり会社においては、早期に目標値や詳細な計画を立て、分かりやすい資料を作成すること。3、事業の進捗状況や課題等については適宜町民及び議会に報告すること。以上決議する。令和4年3月22日 北広島町議会。以上で説明を終わります。議員各位のご賛同よろしくお祈りします。
- 議長（湊俊文） これをもって附帯決議の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。美濃議員。
- 7番（美濃孝二） 7番、美濃孝二です。議案第30号、令和4年度北広島町一般会計予算に対する附帯決議について反対討論を行います。私は先ほどこの一般会計予算に反対討論を行いま

した。しかし、この動議は、成立を前提とした動議であります。ですから、これ自体には賛成するわけにはいきません。とりわけ、第2次長期総合計画後期基本計画に掲げる施策が展開されており、着実な実行が望まれる。私そこにも問題があるというふうに指摘しました。また、新規事業についての説明、納得できてない。さらにはまちづくり会社についても整合性、事業の意義、各機関との関わり方に不明な点が多い、分かりづらいとありますが、この一般会計の当初予算を審議するのは委員会もありました。特別委員会もありました。全協もありました。予算特別委員会は時間がたっぷりありました。その場でこの問題が取り上げられない。その上で説明がなかったというのは、とてもじゃないが理解ができません。時間は十分にあったわけですから、その点をしっかりと議論すればよかったです。その上で問題点が明らかになり、それで態度を示すということが議会議員として必要じゃなかったのかというふうに私は思います。以上を主な理由として、この動議である附帯決議に反対をいたします。議員各位のご賛同お願いいたします。

○議長（湊俊文） ほかに討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）

○議長（湊俊文） 起立多数です。したがって、発議第3号、議案第30号 令和4年度北広島町一般会計予算に対する附帯決議は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第30 議案第31号 令和4年度北広島町国民健康保険特別会計予算

○議長（湊俊文） 日程第30、議案第31号、令和4年度北広島町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論を許します。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）

○議長（湊俊文） 起立多数です。したがって、議案第31号、令和4年度北広島町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第31 議案第32号 令和4年度北広島町下水道事業特別会計予算

○議長（湊俊文） 日程第31、議案第32号、令和4年度北広島町下水道事業特別会計予算についてを議題とします。これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論を許します。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第32号、令和4年度北広島町下水道事業特

別会計予算は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第32 議案第33号 令和4年度北広島町農業集落排水事業特別会計予算

○議長（湊俊文） 日程第32、議案第33号、令和4年度北広島町農業集落排水事業特別会計予算についてを議題とします。これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論を許します。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第33号、令和4年度北広島町農業集落排水事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第33 議案第34号 令和4年度北広島町介護保険特別会計予算

○議長（湊俊文） 日程第33、議案第34号、令和4年度北広島町介護保険特別会計予算についてを議題とします。これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論を許します。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第34号、令和4年度北広島町介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第34 議案第35号 令和4年度北広島町電気事業特別会計予算

○議長（湊俊文） 日程第34、議案第35号、令和4年度北広島町電気事業特別会計予算についてを議題とします。これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論を許します。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第35号、令和4年度北広島町電気事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第35 議案第36号 令和4年度北広島町芸北財産区特別会計予算

○議長（湊俊文） 日程第35、議案第36号、令和4年度北広島町芸北財産区特別会計予算についてを議題とします。これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論を許します。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第36号、令和4年度北広島町芸北財産区特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第36 議案第37号 令和4年度北広島町診療所特別会計予算

○議長（湊俊文） 日程第36、議案第37号、令和4年度北広島町診療所特別会計予算についてを議題とします。これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論を許します。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第37号、令和4年度北広島町診療所特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第37 議案第38号 令和4年度北広島町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（湊俊文） 日程第37、議案第38号、令和4年度北広島町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論を許します。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）

○議長（湊俊文） 起立多数です。したがって、議案第38号、令和4年度北広島町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第38 議案第39号 令和4年度北広島町水道事業会計予算

○議長（湊俊文） 日程第38、議案第39号、令和4年度北広島町水道事業会計予算についてを議題とします。これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論を許します。反対討論

はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第39号、令和4年度北広島町水道事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第39 閉会中の継続審査の申し出について（2件）

- 議長（湊俊文） 日程第39、閉会中の継続審査の申し出についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、総務常任委員会、産業建設常任委員会の各委員長より閉会中の継続審査の申し出が提出されております。お諮りします。申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

- 議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。したがって、申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定しました。以上で、本日の日程を全部議了いたしました。会議を閉じます。ここで町長から発言の申し出がありますので、発言を許します。箕野町長。

- 町長（箕野博司） 3月議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。3月3日の開会から本日までの20日間、議員の皆様におかれましては終始熱心な調査、ご議論、ご審議の下、提案いたしました全ての議案につきましてご承認をいただき、誠にありがとうございました。附帯決議を真摯に受け止めるとともに、令和4年度当初予算に計上しました事業等確実に実行することはもとより、明るく元気なまちづくりを目指し、全職員と総力を挙げて邁進してまいります。今後とも町行政の運営につきまして、格別のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。時節柄、議員、町民の皆様にはご自愛をいただき、より一層のご健勝を祈念申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

- 議長（湊俊文） これで町長の発言を終わります。3月定例会の閉会に当たり、一言申し上げます。本定例会は、3月3日から本日まで20日間の会期で開催され、本町行政の根幹となる令和4年度各会計予算をはじめ令和3年度各会計補正予算、条例改正案等、町民生活に直結した重要案件が提出されました。各議員におかれましては、これらの議案に対し、終始熱心に審議が行われ、予定の日程を無事終了いたしました。円滑な議会運営にご協力をいただき、心から感謝申し上げます。執行部におかれましては、それぞれの審議過程で議員各位から出されました意見などについて、特に意を用いられ、町政を推進されるよう、強く要望しておきます。本町においては、年明けから今日まで新型コロナウイルス感染拡大により多くの町民の方が感染し、治療されております。心よりお見舞い申し上げますとともに、一刻も早く新型コロナウイルス感染症が収束し、平穏な生活に戻ることを心から願います。こうした状況を踏まえ、議員各位におかれましては一層ご自愛の上、本町発展のため、ますますのご活躍とご尽力を賜りますようお願い申し上げます。閉会のご挨拶といたします。これをもって令和4年第1回北広島町議会定例会を閉会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 34分 閉会

~~~~~ ○ ~~~~~